秋田都市計画地区計画の決定(昭和町決定)

都市計画豊川竜毛地区地区計画を次のように決定する。

夕	3川計画豆川电七地区地区計画	豊川竜毛地区 地区計画
		潟上市昭和豊川竜毛字坂の下の一部、字郷境の一部、字下斎藤田の一部 2011年 - 1011年 - 10
正	積	約 5.0 h a
区域の	地 区 計 画 の 目 標	本地区は国道7号線に近接しており、地区に隣接して既設の沿道サービス施設等の建設もあり、今後無計画な市街地形成が予測されることから、市街地を計画的にコントロールするとともに必要な地区施設の整備を行い、良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。
整備・開発及び保全の方針	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	 ・土地利用の方針 計画的かつ良好な一戸建住宅中心の低層住宅地区を形成する。 ・地区施設の整備の方針 (1)道路…居住環境の整備を図るため、地区内区画道路の適切なネットワークの形成を図る。 (2)公園…コミュニティの憩いとやすらぎの場として積極的に確保する。 ・建築物等の整備の方針 交通利便性、生活利便性を活かし、都市化と活性化に対応しながら敷地周りの日照・眺望等を確保し、さらに防災上の安全性の向上を図るために、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める。 また、地震時におけるブロック塀等の倒壊の危険性に対処しながら、潤いのある市街地づくりを進め、緑化の推進と良好な地区景観の形成に資するために、沿道において、垣または柵の構造の制限を定める。
地	地区施設の配置及び規模	 ○道路 ・街区幹線道路(幅員12m、延長150m・幅員9m、延長150m) ・区画道路(幅員6m、延長1,178m) ○公園 公園(2ヵ所、面積2,000㎡)
区	建築物の敷地面積の最 低限度	2 0 0 m²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁または柱の面から敷地境界線までの距離は、道路境界線までは1.5m以上、隣地境界線までは1.0m以上でなければならない。
整	建築物等の高さの最高 限度	1 5 m以下
	建築物の形態又は意匠 の制限	建築物の形態又は意匠の限度を以下のように制限する。
備	屋根	建築物の屋根は原色の使用を避け、地区の景観形成に配慮すること。
計画	外 壁 広告物・看板類	建築物の外壁は原色の使用を避け、地区の景観形成に配慮すること。 広告物・看板類は、地区の景観形成に配慮したものとすること。 なお、次の各号に掲げる営業行為に関する広告物・看板類は設置すること ができない。 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1 項に掲げる営業。 2. 前号同法同条第4項に掲げる営業。
凹	垣又は柵の構造の 制限	垣または柵を設ける場合は、できるだけ生け垣とするよう、努めること。
備 考 区域、地区施設の配置、壁面の位置、垣又は柵の構造の制限及び土地利用の制限の区域について は、計画図のとおりとする。		

理 由: 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴い、計画的な市街化を図るべく、必要な地区施設の整備を行うとともに、地区の敷地の狭小化による建築物の過密化、用途の混在による環境悪化等の防止を行うことにより、既存市街地との整合のとれた良好な都市環境を形成、保持するため地区計画を策定するものである。